

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第81号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月27日 12時40分ごろ	
発生場所	新潟県佐渡島弾埼南東方沖 弾埼灯台から真方位145° 0.8海里付近 (概位 北緯38° 19.3′ 東経138° 31.4′)	
事故等調査の経過	平成21年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 第二弘氣丸、19トン 船舶番号、船舶所有者等 FK2-2301（漁船登録番号）、個人所有 乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士 死傷者等 なし	
損傷	右舷船首部船底破口、右舷ビルジキール欠落	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、いか釣り漁の目的で、新潟港西区から佐渡島弾埼北西方の漁場に向けて針路約315°、約10.5～11ノットの速力で航行中、単独で船橋当直に当たり、自動操舵としていた船長が居眠りに陥り、平成21年7月27日12時40分ごろ、浅所に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁し、鷲崎漁港に入港したが、燃料油のA重油が流出した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視程 4～5海里 海象：うねり なし、波高 約50cm以下	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長は、徹夜で操業して水揚げを行い、その後すぐに出港し、疲れがある中で操船中、気の緩みにより居眠りしたため、浅所に接近していることに気付かず、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が佐渡島弾埼南東方沖を漁場に向けて航行中、単独で船橋当直に当たっていた船長が気の緩みにより居眠りしたため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	